⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒890―8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号　国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係　電話099―285―7217

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成26年12月３日（水）から平成27年１月９日（金）まで

入札説明書の交付に当たっては無料とし、鹿児島大学ホームページ（http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html）にて交付する。また、見積を行うために必要な図面等の交付に当たっては、別途通知する。

⑶　技術提案書等の提出期間、場所及び方法　平成26年12月３日（水）から平成27年１月９日（金）15時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、上記１⑼において契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること（土曜日、日曜日、祝日及び大学休業期間（平成26年12月26日から平成27年１月４日）を除く９時から17時まで（ただし、１月９日（金）については15時まで）。）。

⑷　共同企業体の場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　平成26年12月３日(水)から平成27年１月９日(金)までの土曜日、日曜日、祝日及び大学休業期間(平成26年12月26日から平成27年１月４日)を除く９時から17時まで（ただし、１月９日（金）については12時まで）上記４⑴に持参すること。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成27年１月27日（火）から平成27年３月３日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から17時まで（ただし、３月３日（火）については12時まで。）上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成27年３月３日（火）12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、上記１⑼において契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、紙により上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

開札は、平成27年３月４日（水）13時30分国立大学法人鹿児島大学事務局４階第４会議室において行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。

⑽　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Heiji Iwakiri, The Obligating Officer Director-General, Administration Bureau, Kagoshima University

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of air conditioning mechanical facilities for Kagoshima University Medical and Dental Hospital

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00, 9 January, 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00, 3 March, 2015 (tenders submitted by mail : 12 : 00, 3 March, 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Planning Division, Facilities Department, National University Corporation Kagoshima University, 1―21―24 Korimoto Kagoshima-shi 890―8580 Japan, TEL 099―285―7217

○第４号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鹿児島大学（桜ヶ丘）病棟・診療棟（Ｂ棟）新営その他機械設備（衛生）工事

⑶　工事場所　鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番１号（鹿児島大学構内）

⑷　工事概要　本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地において、病棟・診療棟（Ｂ棟）(鉄骨鉄筋コンクリート造（基礎部免震構造）地上９階地下２階　延べ床面積18,150㎡）の新営工事に伴う機械設備（衛生）工事を行うものである。

なお、本工事に関連する建築、電気設備工事及び機械設備（空調）工事については、別途発注される予定である。

⑸　工期　平成29年７月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　給排水・消火・蒸気・給湯・都市ガス配管一式、医療ガス設備一式、衛生器具設備一式

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難いものは、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から、共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

⑴　国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第２条及び同第３条の規定に該当しない者であること。